広報しながわ広告掲載取扱要綱

制定　昭和60年4月1日要綱第15号
改正　昭和63年4月8日要綱第29号
改正　平成3年5月7日要綱第36号
改正　平成13年1月14日要綱第56号
改正　平成17年2月10日要綱第8号
改正　平成18年6月8日要綱第114号
改正　平成27年12月18日要綱第517号
改正　平成31年3月13日要綱第106号
改正　令和6年3月25日要綱第109号

（趣旨）

第1条　この要綱は、品川区が発行する「広報しながわ」（以下「広報紙」という。）へ広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（掲載の範囲）

第2条　掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

(1)　広報紙の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの。
(2)　「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第２条に掲げる営業に該当するもの。
(3)　政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係るもの。
(4)　公序良俗に反するもの。
(5)　その他広報紙に掲載する広告として妥当でないと認められるもの。

（掲載する広報紙および掲載の位置）

第3条　掲載する広報紙は、毎月21日に発行する広報紙とする。

２　区長室長は、前項に関し、編集作業上支障があると認めたときは、広告掲載が決定した者（以下「広告主」という。）と協議のうえ、掲載する広報紙および掲載する位置を変更することができる。

（広告の大きさ）

第４条　広告の大きさは、次のとおりとする。

広告主	大きさ
１号広告	縦　４．４センチメートル 横　２３．４センチメートル
２号広告	縦　４．４センチメートル 横　１５．５センチメートル
３号広告	縦　４．４センチメートル 横　１１．６センチメートル
４号広告	縦　４．４センチメートル 横　７．７センチメートル

５号広告	縦　　９．０センチメートル 横　１１．６センチメートル

（広告掲載料）

第５条　掲載１回あたりの広告掲載料は、次のとおりとする。

(1)　１号広告　　１４０，０００円

(2)　２号広告　　９０，０００円

(3)　３号広告　　７０，０００円

(4)　４号広告　　４５，０００円

(5)　５号広告　　１４０，０００円

（広告掲載希望者の募集）

第６条　区長室長は、別に定めるところにより、広報紙で広報掲載者を公募する。

（広告の申し込み）

第７条　広報紙に広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書（様式１）に掲載しようとする広告の原稿を添えて申し込まなければならない。

（決定）

第８条　区長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第９条　広告掲載料は、掲載の可否決定後、掲載号の発行の１か月前までに一括前納しなければならない。ただし、区長が必要と認めたときはこの限りではない。

（広告掲載料の返還）

第１０条　既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載をできなかったときは、返還するものとする。

（広告の版の内容および版代）

第１１条　広告の版の内容および版の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

（掲載の取消）

第１２条　区長は、広告主が次の１に該当する場合において、当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1)　広告掲載料を納入しなかったとき。

(2)　広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、広報紙の公共性を害する恐れが生じたとき。

(3)　広告掲載の取消しの申し出があったとき。

２　区長は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議のうえ広告掲載を取り消すことができる。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長室長が定める。

付　則

この要綱は、昭和60年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、昭和63年４月８日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３年８月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成 13 年１月４日から施行する。
付　則
この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成 18 年７月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成 28 年２月１日から施行する。
付　則
この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

（様式 1）

広報しながわ広告掲載申込書

年　　月　　日

（申込者）　〒
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者 役職
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者 役職
氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAX 番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

広報しながわ広告掲載取扱要綱第 7 条の規定により、次の通り申し込みます。

記

１．希望する号と広告の大きさ

※希望する号のところを〇で囲み、希望の大きさを書き込んでください

年	月 21 日号	＿＿＿＿号	広　告
	月 21 日号	＿＿＿＿号	広　告
	月 21 日号	＿＿＿＿号	広　告
	月 21 日号	＿＿＿＿号	広　告

（参　考）　広告の大きさと 1 回掲載あたりの料金

1 号広告	（縦×横	4.4 ㎝	×23.4㎝）	140,000 円
2 号広告	（縦×横	4.4 ㎝	×15.5㎝）	90,000 円
3 号広告	（縦×横	4.4 ㎝	×11.6㎝）	70,000 円
4 号広告	（縦×横	4.4 ㎝	× 7.7㎝）	45,000 円
5 号広告	（縦×横	9.0 ㎝	×11.6㎝）	140,000 円

２．原稿案　　別添のとおり